

令和2年5月13日

北海道知事
鈴木直道様

一般社団法人北海道老人保健施設協議会
会長 星野 豊



新型コロナウイルス感染拡大に伴う介護施設への対応についての要望書

新型コロナウイルス感染に伴う一連のご対応につきまして、北海道を初め関係者の皆様の多大なるご尽力に対し心より敬意を表します。

現在、道内においては、札幌市及び近郊市町村の感染拡大、さらには医療機関と介護施設のクラスター発生に伴い、医療・介護崩壊の懸念が現実のものとなり、老人保健施設を含む介護現場は不安と緊張感に包まれ、混乱も生じている実態にあります。

特に、クラスター発生施設では、残された職員が各々の使命感により、入所者の生命と生活を何とか支えるべく、まさにその身を削って孤軍奮闘しております。しかし、気力・体力の限界はもはや時間の問題となっており、早急に実効性のある直接的かつ強力な支援策を講じなければ、早晩入所者と職員の共倒れになることは明らかであり、ひいては二次的三次的な被害にまで拡大する恐れもあります。

また、当該施設に限らず感染者が発生した場合、現在の基本方針においては、要介護高齢者であっても軽症者は施設内で経過観察をしながら療養することとなっておりますが、介護施設においては、医療機関と比べ、設備・物資、マンパワー等が不十分であり、非感染者への通常及び予防策対応と同時に感染者への療養対応をすることは至難の業です。

つきましては、介護保険者である市町村を支援する立場にある北海道において、介護施設での感染発生時における入所者及び職員の安全確保を第一とした対策・対応について速やかに実行されますよう、以下のとおり要望いたします。

記

- 1 北海道においては、感染発生した介護施設が所在する介護保険者（市町村）と連携を図り、早期の感染収束に向け、積極的に支援すること。
- 2 介護施設内感染者発生時の療養先の確保等について
医療機関内で感染者が発生した場合、感染・非感染の区別対応に混乱が生じています。同様に、介護施設内で感染者が発生した場合、感染・非感染区別対応は困難であるどこ

るか、感染拡大防止の有効な手段は確立されていません。

一般の軽症者は指定されたホテル等で宿泊療養する対応となっておりますが、介護施設内感染者が発生した場合も隔離対応が可能となるよう、療養可能な移動先を十分に確保するとともに、介護施設内における非感染者の通常及び予防対応に職員が万全を期せるよう環境整備を早急に図ること。

3 感染発生介護施設への専門家派遣と物資供給について

緊急かつ一次的にやむを得ず介護施設内において感染者を対応する場合にあつては、

- ① 施設内での感染拡大を防ぐよう、発生規模の大小に関わらず、速やかに専門家等を派遣し、現地での感染対策の指示・助言等にあたること。
- ② 不足する医療等物資を優先確保・供給し、現地の感染対策が万全のものとなるよう支援すること。また、これらの対応は現地の感染収束の判断まで継続すること。

4 外部からの人的支援に対する保障について

ひとたび介護施設で感染者が発生した場合、濃厚接触者の自宅待機やその他事情含め職員不足が急激に発生することは明らかです。外部の事業者等からの応援体制の仕組みづくりや職員派遣等の直接支援を速やかに実現することが必要ですが、平時より介護人材が逼迫している実情や感染リスクを踏まえた対策が必要と考えられます。

- ① 職員派遣の依頼・公募に際しては、待遇手当・保険等十分な保障を担保した具体的な条件提示を前提として、同業他事業者、民間人材派遣会社、行政臨時職員、潜在有資格者の活用等、多角的な募集を考慮すること。
- ② 現地の感染対策が万全であることを確認したうえで、応援業務に即時専心出来るよう、事前に感染対策教育等を実施すること。
- ② 国あるいは自治体による人的支援の事業化に当たっては、事業内容が、派遣元の事業者や応募者にとって利用し易い実効性のあるものとなるよう、現場の意見を反映するとともに基準・要件について配慮すること。

以上